商品概要説明書

プロテクトリフォームローン

(2024年10月1日現在)

商品名	プロテクトリフォームローン (株式会社ジャックス保証型)
ご利用いただける方	○当 J A の地区内に在住または勤務されている方。
	〇お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳以下でかつ、最終償還時の年齢が 75 歳以
	下の方。
	○勤続(営業)年数が2年以上、かつ安定・継続した収入のある方。
	○居住が本人または同居の配偶者、親または子の所有物件である方。
	○原則として、団体信用生命共済に加入できる方。
	○借換の場合、借換対象ローンで直近6ヶ月以内に返済遅延のない方。
	○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、当JAが指定する保証機関(株式会社ジ
	ャックス)の保証が受けられる方。
	○その他当 J Aが定める条件を満たしている方。
	○住宅の増改築および住宅設備機器購入
	○バリアフリー工事および介護機器購入
	○キッチン、トイレ、浴室等のリフォーム
	○エコキュート、太陽光発電システム購入
	○耐震強化工事資金等
資金使途	○上記(1)~(5)のリフォーム資金とリフォームローンの借換を合わせた資金
	○上記(1)~(5)のリフォーム資金と住宅ローンの借換を合わせた資金
	但し、住宅ローン利用者で返済実績が5年以上あること
	○リフォームローンの借換資金
	○上記の(1)~(7)資金と同時に、家電、家具を購入または買い替えをするための
	資金
	○10kw 以上~50kw 未満の産業用太陽光発電システム
借入金額	○10 万円以上 1,500 万円以内、 1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
	(ただし、農業者を除く自営業者は 1,000 万円以内とする。)
	※借換資金のみの場合は、借換対象ローンの残高以内とします。
借入期間	○6 ヶ月以上 20 年以内とします。
	※借換資金のみの場合は、借換対象ローンの残存償還期間以内とします。
借入利率	○次のいずれかよりご選択いただけます。
	【変動金利型】
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および
	10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日(3月1日および
	9月1日)以降、次回基準日までに基準金利(住宅ローンプライムレート/長
	期プライムレート)が年 0.5%以上乖離した場合は1か月後の応答日より適用

	利率を見直しさせていただきます。
	お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利(住宅ローンプライ
	ムレート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、6月・12月の
	約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
	【固定金利型】
	お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。
	お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利(住宅ローンプライム
	レート/長期プライムレート)により、年2回見直しを行い、4月1日および
	10月1日から適用利率を変更いたします。
	○お借入利率には、年 1.0%の保証料を含みます。
	○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせ
	ください。
	○元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とし、毎
	月返済方式、特定月増額返済方式(毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額
	 して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の 50%
	 以内、1万円単位です。)のいずれかをご選択いただけます。
	○変動金利型の場合、お借入利率に変動があった場合でも、ご返済額の中の元金
 返済方法	分と利息分の割合を調整し、10月1日の基準日を5回経過するまでは、ご返
	済額を変更いたしません。5回目の10月1日の基準日には、ご返済額をお借
	入利率・残存元金・残存期間等に基づいて算出し直し、以降も基準日を5回経
	過するごとに同様の見直しを行います。変更後のご返済額は変更前のご返済額
	の 1.25 倍を上限といたしますが、当初のお借入期間が満了しても未返済残高
	がある場合は、原則として期日に一括返済していただきます。
 担保	○不要です。
保証人	○当JAが指定する保証機関(株式会社 ジャックス)の保証をご利用いただき
	こう Aが何足りる体血機関(体入芸化 ンヤックス)の体血をこれ用いたにさますので、原則として保証人は不要です。
	まりので、原則として体証人は小女です。
団体信用生命共済 (保険)	○原則、当 J A所定の団体信用生命共済にご加入いただきます。
	○借入金額が 500 万円以内、かつ返済期間が 15 年以内の場合は、団体信用生命
	共済への加入は任意(加入できない方も含む)とします。
	団体信用生命共済(保険)名 加算利率
	団体信用生命共済(特約なし) なし
9 大疾病補償保険	 ○ご希望により上記の団体信用生命共済 (特約なし) または長期継続入院特約付
	団体信用生命共済とあわせて「9大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご
	利用にあたっては借入利率に以下の利率が加算されます。
	年 0. 30%
手数料	○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、
	次の事務手数料(消費税等含む。)が必要です。
	①全額繰上返済の場合…5,500円
	②一部繰上返済の場合…5,500円

	○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 5,500 円の
	条件変更手数料(消費税等含む。)が必要です。
苦情処理措置およ び紛争解決措置の 内容	 ○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当J A本支店(所)または金融共済部(電話:0229-66-1222)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。
	利用者からの直接申し立てを可能としている弁護士会 ・東京弁護士会紛争解決センター(電話 03-3581-0031) ・第一東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3595-8588) ・第二東京弁護士会仲裁センター(電話 03-3581-2249) JAバンク相談所を通じての利用となる弁護士会 仙台弁護士会紛争解決支援センター (JAバンク相談所を通じてのご利用となります。詳しくは上記JAバンク相 談所にお申し出ください。)
	東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ・移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他	 ○お申込みに際しては、当JAおよび当JAが指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当JAの融資窓口までお問い合わせください。

JA加美よつば

- (注) 1 借入利率は、「「変動金利型」、「固定金利型」の計2種類から選択します。
 - 2 返済方法は、「毎月返済方式」、「特定月増額返済方式」の計2種類から選択します。